

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第208号

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成19年野田市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「若しくは」に改め、「受給者」という。）の次に「又は児童扶養手当の受給が見込まれる者」を加え、「受給者の」を「受給者等の」に改める。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録され、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前後親支援モデル事業の実施について（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要なもの

附 則

この告示は、公示の日から施行する。